

第2次富士宮市配偶者等からの暴力の防止  
及び被害者支援基本計画  
(第2次富士宮市DV対策基本計画)

～人権が尊重され暴力(DV)のない

すべての人が安全・安心に暮らせるまち～

(令和4年度～令和7年度)

令和4年3月

富士宮市

## はじめに

他人に暴力を振るう行為は、許されるものではなく、身体的な暴力のみならず、精神的な暴力も含めて、重大な人権侵害です。



しかし、配偶者や親しいパートナーからの暴力、いわゆるDVは、未だに存在している現実があり、いかなる理由があろうと容認できるものではありません。

そして、DV被害者の多くは女性であることから、DVの防止や被害者支援などの対策は、女性が置かれている社会的環境を十分考慮したものでなければなりません。

本市では、平成26年に「富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（第1次富士宮市DV対策基本計画）を策定し、「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち」を進めてまいりました。また、富士宮市男女共同参画プランの基本的施策「女性に対する暴力の根絶」に基づき、関係機関との相互連携の下、地域社会全体で対応をしてまいりました。

そして、このたび、さらなるDV防止に向けた取り組みを推進するために、「第2次富士宮市DV対策基本計画」を策定いたしました。この計画の推進により、DVのない社会づくりとDV被害者の生活再建を目指して次世代を担う若者への予防啓発を行うなど、被害者の適切な支援につながるよう、情報発信を強化してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、建設的な御提言をいただきました「富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会」の委員の皆様、関係各位に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

富士宮市長 須藤 秀忠

# 目 次

<b>I 計画策定の概要</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 富士宮市の取組みと現状	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	5
6 計画の進行管理	5
7 第2次DV対策基本計画策定のポイント	5
<b>II 第2次DV対策基本計画の体系及び推進</b>	
1 第2次DV対策基本計画の体系及び推進	6
2 DV被害者への支援フロー図	8
<b>III 施策の具体的な取組み</b>	
<b>基本目標1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進</b>	9
個別目標(1) 市民へのDV防止啓発の推進	9
個別目標(2) DVを容認しない人権教育の推進	12
個別目標(3) 相談窓口の周知	16
個別目標(4) 職務関係者への研修の実施	18
<b>基本目標2 安全で安心して相談できる体制づくり</b>	19
個別目標(1) 相談体制の充実	19
個別目標(2) 相談員の資質向上	22
個別目標(3) 高齢者・障がい者・外国人などへの対応の充実	23
<b>基本目標3 DV被害者と同伴する子どもの安全を守る保護環境の整備</b>	24
個別目標(1) 緊急時における安全の確保と一時保護	24
個別目標(2) 被害者に関する情報の保護	25
<b>基本目標4 DV被害者の生活再建に向けたきめ細かな支援の実施</b>	26
個別目標(1) 生活再建へ向けた支援	26
個別目標(2) 子どもへの支援の充実（生活再建にむけて）	29
個別目標(3) 関係機関等との連携と協力	30
個別目標(4) 民間支援団体等との協働、連携	31
<b>資料編</b>	
策定の経過	32
用語解説	33
パブリックコメントの結果について	36

# I 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」<sup>\*1</sup>という。）は、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その多くが、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという特徴があります。そのため周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DV対策は、安全な市民生活を守る上で喫緊の課題です。DV被害者の多くは女性であり、配偶者等が暴力を加えることは、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

このような状況を改善するため、国は、平成13年4月に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という）を公布し、平成14年4月から全面施行されました。

その後、平成16年5月のDV防止法改正において、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針策定及び都道府県における基本計画策定の義務化等が行われ、さらに、平成19年7月には、基本計画策定を市町村の努力義務とすることを盛り込んだ2回目の法改正が行われ、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要になりました。

また、平成25年7月のDV防止法第3次改正では、配偶者に対する暴力を対象とするDV防止法の立法趣旨を踏まえた上で、新たに「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること」としたことから、その被害者に対する相談、援助、保護に加え、重大な危害を加えられるおそれがある場合は、保護命令の発令や、被害者の救済を迅速に図ることができるようになりました。また、令和元年6月のDV防止法第5次改正では、児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるように、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化され、その保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

静岡県では、昭和32年4月の売春防止法施行とともに静岡県婦人相談所を開設し、売春防止法に基づく要保護女子を保護するとともに、DV被害者の保護、支援を行ってまいりましたが、平成12年4月、機構改革により静岡県女性相談センターと名称を変更し、翌年にはDV防止法の施行を受けて、同センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を担うこととなりました。平成18年3月に「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、平成30年4月には、第4次静岡県DV防止基本計画を策定し、「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」に向け、DV防止への事業の取組を進めて

---

\*DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力のことを言います。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人とのつき合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力があります。

います。

このような中、本市でも、「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち」の実現を目指すため、平成26年「富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（以下「第1次富士宮市DV対策基本計画」）を策定し、DV防止等の施策を総合的に推進してきましたが、これまでの取り組みの状況をふまえ、課題を明らかにし、社会状況の変化や新たな課題にも対応できるよう、ここに、「第2次富士宮市DV対策基本計画」を策定しました。

## 2 富士宮市の取り組みと現状

富士宮市では、DV防止法の制定を受けて、DV被害者の相談や保護、自立支援に対応するため、平成18年4月から婦人相談員（女性相談員）を1人配属し、相談等に対応してきました。また、DVの防止及び早期発見、早期対応、並びにDVを受けた被害者を支援するため、平成19年2月に富士宮市DV防止連絡会を設置し、毎年計画の進捗状況を確認してきました。

平成26年には「第1次富士宮市DV対策基本計画」を策定し、基本理念である「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち」を目指し、DV防止等の施策を総合的に推進してきました。

### 1) 「第1次富士宮市DV対策基本計画」の取り組み状況と課題

#### 基本目標1 DVを許さない見逃さない地域づくりの推進

- ① DVを容認しない教育の推進として、外部講師を招いて人権教育講演会「デートDV講座」を実施してきました。今後も、若い世代を中心に人権教育を行うことと、全世代を対象に、DVに対する啓発活動を実施していくことが課題となっています。
- ② DVについて悩んだときに相談窓口につながるために、「相談窓口の案内カード」や、「DVパンフレット」を設置してきました。今後も、引き続き「相談窓口」を周知していきます。
- ③ DVの早期発見にむけて、関係機関と連携をしてきました。今後も、警察、庁内関係部署、児童相談所、女性相談センター、教育・医療関係、民間団体等と、一層の連携を実施していくことが必要です。

#### 基本目標2 安全で安心して相談できる体制づくり

- ① 被害者に寄り添った支援ができる相談体制の充実を図ってきましたが、相談件数は年々増加傾向にあり、その相談内容も複雑多様で、長期化しています。今後も、婦人相談員の専門性の向上と、相談体制づくりが必要です。
- ② ダイバーシティ社会の実現のため、性の多様性に配慮したDV相談体制が必要です。それらに鑑み、相談体制の充実と整備が重要な課題となります。

### 基本目標3 DV被害者一人ひとりが安全で安心な支援体制の強化促進

- ① 緊急時の対応について、本人の状態像に合わせた対応が必要になります。帰宅先なしの方、障がいの状況、高齢者の身体状況、同伴の子どもを有しているなどで対応が異なります。今後も、様々な状態像に即した対応が必要です。

### 基本目標4 必要な支援を途切れなく受けることができる連携体制の整備

- ① DVの被害者と同伴している子どもは、加害者から離れ自立した生活を開始しても心理的なダメージを受けているため、心のケアが必要となります。

今後もDV被害者とその子どもに対して、関係機関と切れ目がないように連携をし、生活再建に向けたきめ細かな支援を実施していくことが必要不可欠です。

## 2) DVに関する相談件数や一時保護件数

平成26年度に市で取り扱ったDV相談は、相談延べ件数835件（電話442件、面接393件）実人数157人でしたが、令和2年度は、相談延べ件数1,340件（電話839件、面接501件）、実人数261人となり、増加の一途を辿っています。

令和2年度では、相談者も、17歳から84歳と年齢幅も広く、一番多い年代は30代で、40代、20代と続いています。

相談の1,340件中589件が配偶者等（夫）からの暴力被害の相談で一番多く、4割を占めています。次いで、その他、離婚問題、病気・精神、生活困窮、帰宅先なしと続いています。

対応状況では、状況急迫のため一時保護に至ったケースが4件、配偶者等の接近等を禁じる保護命令申請に携わったケースは4件でした。

相談内容は年々多様化し、自立までに時間を要するケースも多くなっています。

（相談状況はP19・24参照）

### 3 計画の位置付け

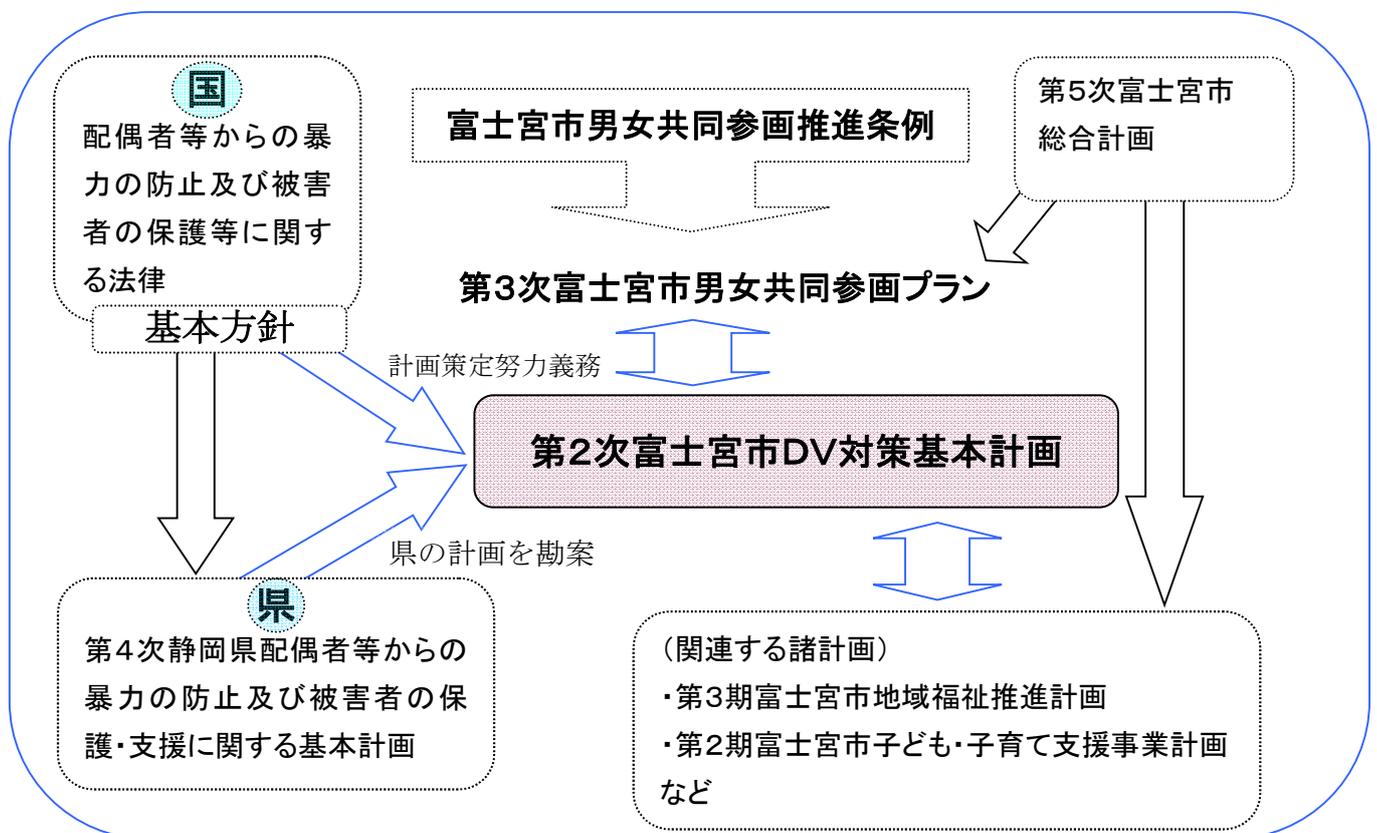
- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項<sup>※1</sup>の規定に基づく富士宮市の基本計画です。
- (2) この計画は、国の基本方針に即し、県の基本計画の内容にも整合するものです。
- (3) この計画は、富士宮市男女共同参画推進条例<sup>※2</sup>を踏まえ、「第3次富士宮市男女共同参画プラン後期」の基本的施策7「女性に対する暴力の根絶」の達成を目指すための計画として位置付けます。

第3次富士宮市男女共同参画プラン後期（令和3年度～7年度の5ヶ年計画）

#### 基本的施策7 女性に対する暴力の根絶

① DV（配偶者等からの暴力）のない地域づくりの推進

② ハラスメント防止対策の推進



※1 DV防止法第2条の3第3項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

※2 富士宮市男女共同参画推進条例  
（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他男女の人権が尊重されること。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度（2022年）～令和7年度（2025年）までの4年間とします。（第3次富士宮市男女共同参画プラン後期（令和3年度～7年度と整合のため）

なお、計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合や、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 5 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、広く関係者の意見を聴取し計画に反映させるため、学識経験者、関係団体から推薦を受けた者、行政機関の職員その他市長が必要と認める者で組織した「第2次富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会」（以下「第2次富士宮市DV対策基本計画策定委員会」）において協議、検討を行うとともに、作業を行うため下部組織としてワーキンググループを設置し、関係機関、団体の協力のもと計画策定を行いました。

また、協議、検討を行うにあたり、令和3年8月に実施した「第2次富士宮市DV対策基本計画に関するアンケート調査」の結果を分析し、課題等の把握に努めるとともに、広く市民からの意見を聴取するため、パブリック・コメントを実施しました。

「第2次富士宮市DV対策基本計画に関するアンケート調査」

【調査対象】 市内在住の18歳以上75歳未満(令和3年8月1日現在)の男女1,500人

【抽出方法】 無作為抽出

【調査方法】 郵送配布・郵送回収

【調査期間】 令和3年8月2日(月)～8月18日(水)

【調査内容】 DVについて、被害者支援対策について

【回収結果】 回収数：501人（回収率33.4%）

## 6 計画の進行管理

第2次富士宮市DV対策基本計画推進における具体的な取組状況については、毎年、施策ごとに各担当部署の実施状況をまとめ、「富士宮市DV(ドメスティック・バイオレンス)防止連絡会」（以下「富士宮市DV防止連絡会」という。）等で現状と課題等の検証を加えていきます。

## 7 第2次DV対策基本計画策定のポイント

本計画策定にあたっては、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、「第2次富士宮市DV対策基本計画」の四つの基本目標の内容を継承するとともに、法改正において児童相談所との連携や、保護の適用対象に同伴家族も含まれることが明確化されたことで、新たな課題にも対応できる目標として変更しました。また「基本目標2 安全で安心して相談できる体制づくり」を、特に重点目標として推進していきます。

## Ⅱ 第2次DV対策基本計画の体系及び推進

### 1 第2次DV対策基本計画の体系及び推進

#### 《基本理念》

人権が尊重され暴力（DV）のない、すべての人が安全・安心に暮らせるまち

#### 基本目標1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進

##### 個別目標

##### 施策の方向

(1)  
市民へのDV  
防止啓発の推進

- ・ 広報や市ホームページ等による啓発（継続）
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進（新規）
- ・ DV防止講座(市民向け)の実施（継続）
- ・ 市民意識調査の実施(DVの意識の変化、分析)（継続）

(2)  
DVを容認しな  
い人権教育の  
推進

- ・ 若年層（学校等）における人権教育の推進（若い世代へのデートDV防止に関する講座の実施）（継続）
- ・ 男女平等・家庭内における相互尊重の育児の推進（継続）
- ・ 教員等学校関係者に対する周知（継続）

(3)  
相談窓口の周知

- ・ DV相談案内カードの配布（継続）
- ・ DV防止パンフレットを利用した窓口の周知（継続）
- ・ メディアなどを活用した窓口の周知（継続）

(4)  
職務関係者への  
研修の実施

- ・ DV早期発見のための関係者(教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員等)への啓発（継続）
- ・ 医療機関への周知（拡充）
- ・ 二次被害の防止のための研修（継続）
- ・ 関係職員等への研修の実施（継続）

#### 基本目標2 安全で安心して相談できる体制づくり

##### 個別目標

##### 施策の方向

(1)  
相談体制の充実

- ・ 相談者への柔軟な対応（継続）
- ・ 無料法律相談・無料人権相談の活用（継続）
- ・ 相談体制の整備と充実（拡充）
- ・ 各課との連携の強化（新規）
- ・ 苦情処理の体制の整備（継続）
- ・ 加害者向けプログラムに関する情報収集（継続）
- ・ 男性被害者に対する相談体制の検討（新規）

(2)  
相談員の資質  
向上

- ・ 相談員の研修参加・支援体制の充実（拡充）
- ・ 関係機関との情報共有・ケース検討の実施（継続）

(3)  
高齢者・障がい  
者・外国人など  
への対応の充実

- ・ 地域包括支援センターとの連携強化（継続）
- ・ 障がい者への相談支援の充実（継続）
- ・ 外国語表記のあるリーフレットの設置、通訳者との連携（継続）

## 基本目標 3 DV被害者と同伴する子どもの安全を守る保護環境の整備

### 個別目標

### 施策の方向

(1)  
緊急時における  
安全の確保と  
一時保護

- ・警察との連携強化（継続）
- ・静岡県女性相談センターと連携した一時保護の実施（継続）
- ・緊急時における安全の確保（継続）
- ・緊急援護費の活用（継続）
- ・保護命令等に関する支援及び関係機関への手続きの支援（継続）
- ・同伴する子どもへの配慮と支援（新規）

(2)  
被害者に関する  
情報の保護

- ・住民基本台帳事務における支援措置の活用（継続）
- ・関係部署による個人情報管理の徹底（継続）
- ・加害者対応の徹底（継続）

## 基本目標 4 DV被害者の生活再建に向けたきめ細かな支援の実施

### 個別目標

### 施策の方向

(1)  
生活再建へ向け  
た支援

- ・生活保護等の適切な制度の情報提供と活用（継続）
- ・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、児童手当等の活用（継続）
- ・関係機関と連携した就労支援の強化（継続）
- ・自立支援に向けての支援計画と切れ目のない支援（継続）
- ・市営住宅への入居の相談（継続）
- ・住宅確保の支援（新規）
- ・母子生活支援施設の活用（継続）
- ・被害者の居場所が特定をされない支援（継続）
- ・心のケアのサポート（カウンセリング、相談機関の紹介）（継続）
- ・市民相談・法テラス等の活用（継続）

(2)  
子どもへの支援  
の充実（生活再  
建にむけて）

- ・子どもの就学・就園支援（継続）
- ・子どもの心のケアの実施（拡充）
- ・子育て制度の情報提供と支援（継続）
- ・子どもの健やかな発達のための養育支援（継続）

(3)  
関係機関等との  
連携と協力

- ・DV防止連絡会の開催（継続）
- ・富士宮市要保護児童対策地域協議会での連携（新規）
- ・関係部署との連携・ケース会議の随時実施（継続）
- ・被害者への対応マニュアルの整備（継続）
- ・被害者への同行支援の実施（継続）
- ・他県、他市との連携（継続）

(4)  
民間支援団体  
等との協働、  
連携

- ・人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携（継続）
- ・民間支援団体との連携強化（継続）
- ・転居後の生活を支える環境の整備（継続）



### Ⅲ 施策の具体的な取組み

#### 基本目標1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進

##### 個別目標(1) 市民へのDV防止啓発の推進

###### 現状と課題

DVを防止していくためには、市民がDVについての正しい認識を持つことが必要となります。DVは配偶者やパートナーなど親密な関係で発生するため、気付かれにくく、家庭の問題として過小評価されてしまいがちです。

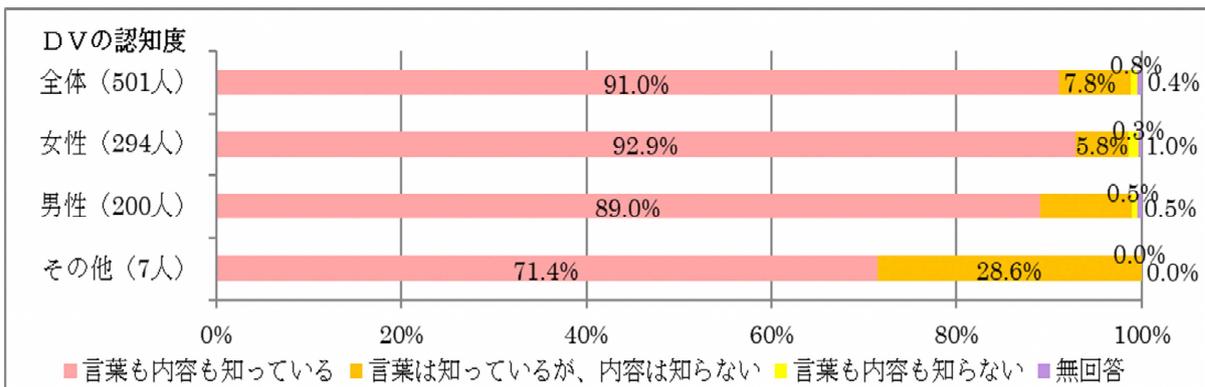
「DVの認知度」(図表1)として実施したアンケートでは、「DVについて知っている」と回答した人は91.0%(前回91.5%(前回とは平成25年度実施のアンケートを指す))と横ばいでした。

「DV防止法の理解」(図表2)について「法律があることも、内容も知っている」と回答した人は20.8%(前回23.8%)、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」は67.7%(前回63.2%)となり、法律を知っている人は横ばいですが、内容の理解までは浸透していないこともわかりました。

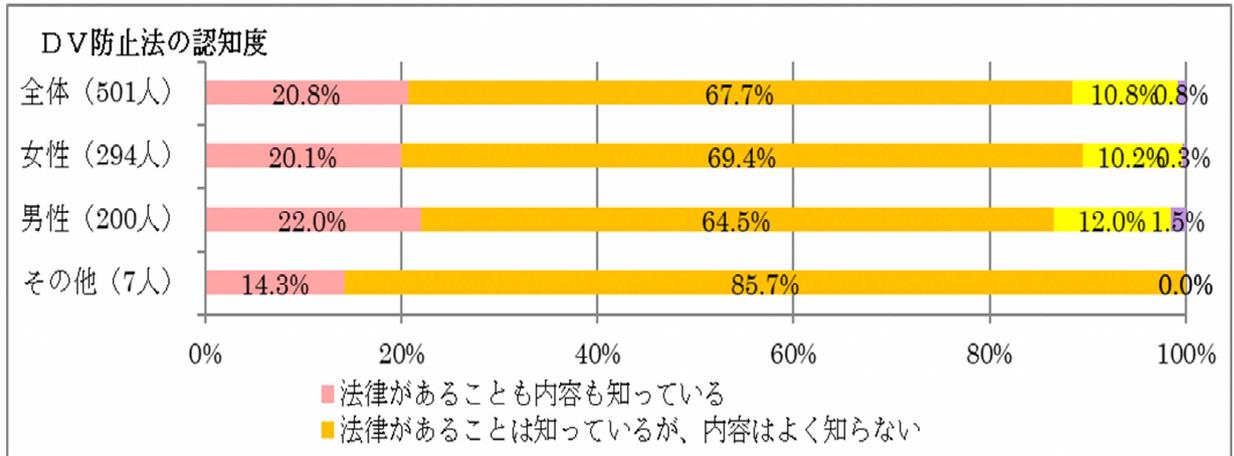
「暴力に対する市民の認識」(図表3)では前回のアンケートと同じく「身体的暴力」を9割の方はDVと認識している一方、1割の人はDVだと捉えていないという結果となりました。また「誰のおかげで生活できているんだと言い生活費を渡さない」は75.4%、「見たくないのに、ポルノの画像を見せる」は70.7%となり、身体的な暴力だけがDVではないことが認知されつつあります。

また「DVを、見聞きした経験」(図表4)の質問に対して、「身近に暴力を受けた人がいる」が全体では18.8%で、特に女性では27.2%(前回19.9%)となっており、7.3%増加しています。女性のほうが暴力を身近で感じとっている割合が高い傾向でした。

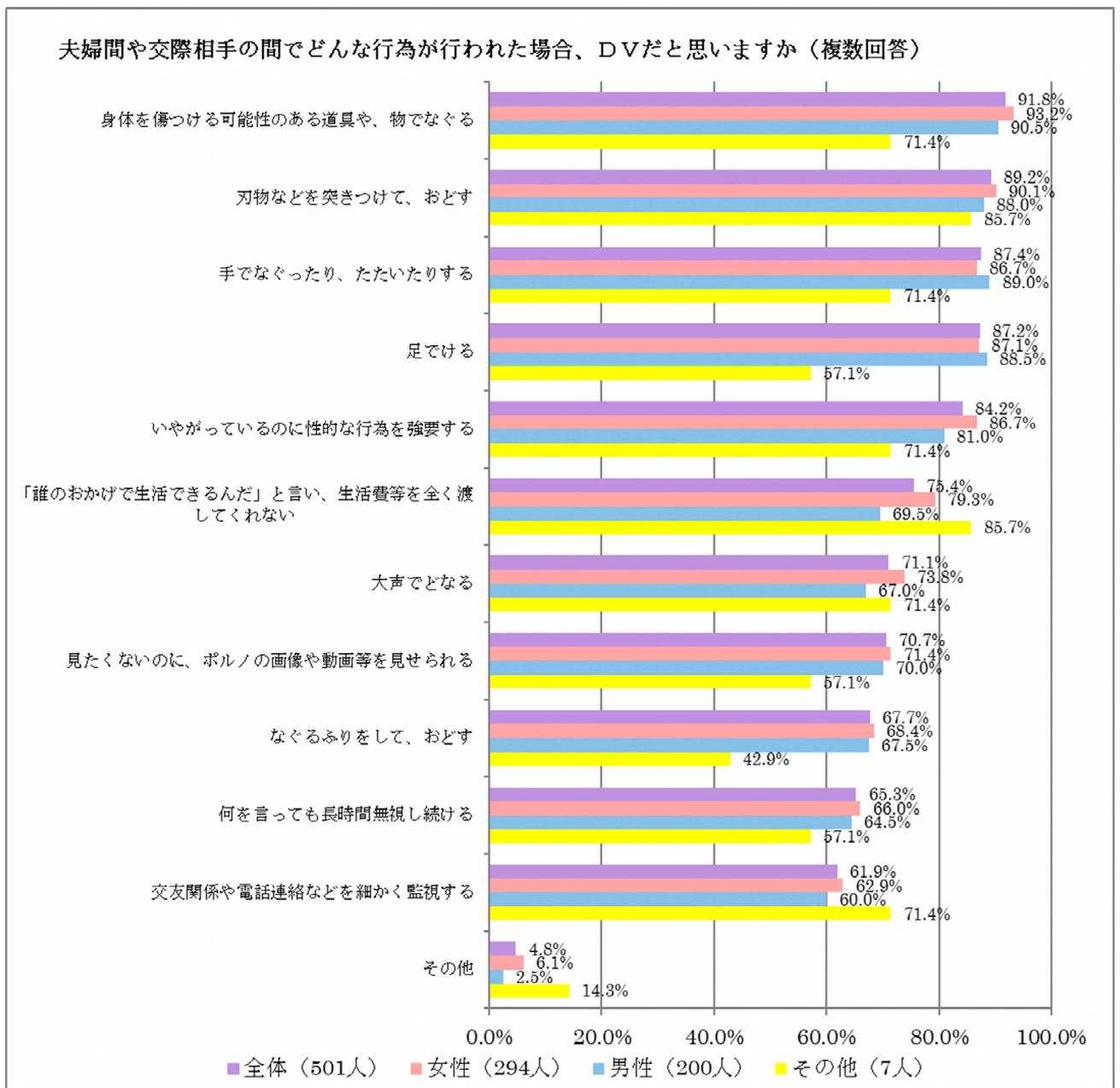
図表1



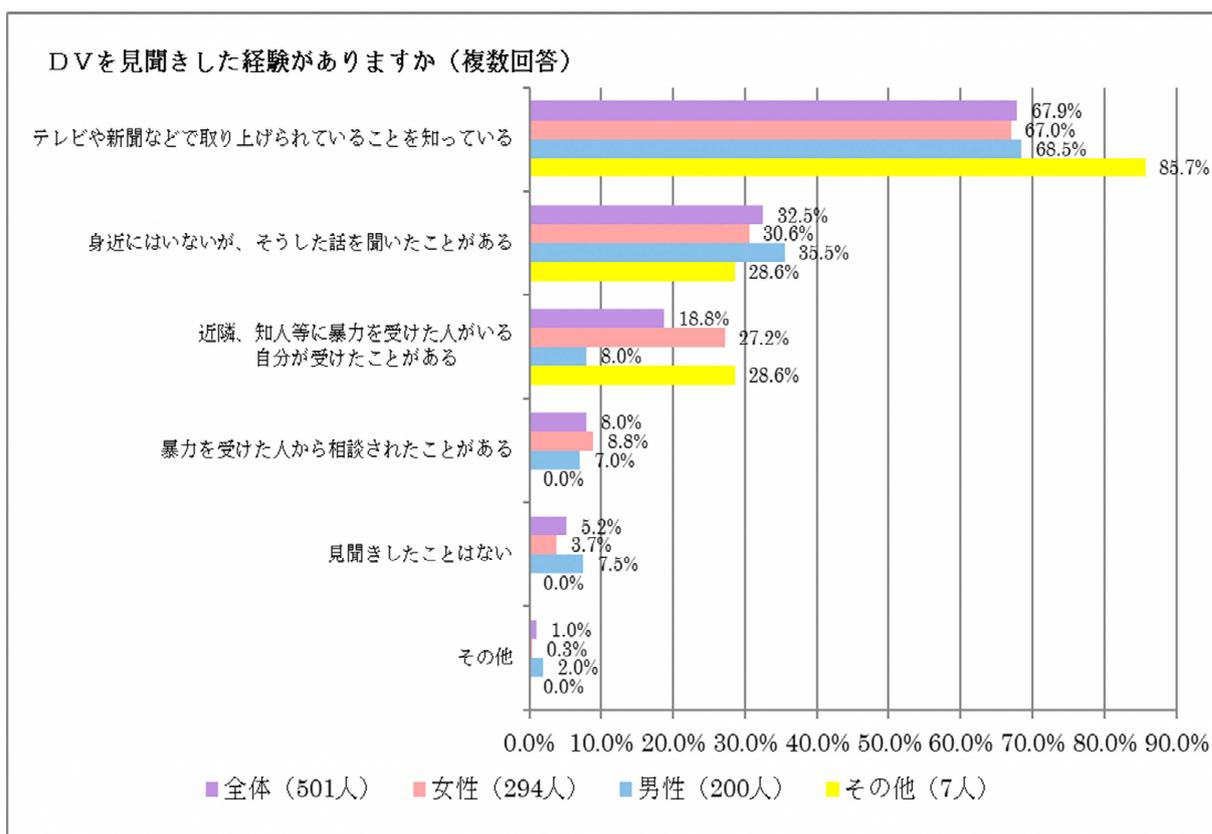
図表 2



図表 3



図表 4



今後の取組

DVを防止していくためには、市民に向けて情報を発信していくことが必要であり、広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用した情報提供を進めていきます。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心に、啓発活動を行い、今まで以上に取組みを強化していきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<p>○広報や市ホームページ等による啓発</p> <p>市民全員がDVについての知識を持ち、DVは犯罪を含む行為であることを認知するために、広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ等を活用した情報提供を進めます。</p>	継続	福祉総合相談課 市民交流課
<p>○「女性に対する暴力をなくす運動」の推進</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心に、啓発活動を行います。</p>	新規	福祉総合相談課 市民交流課
<p>○DV防止講座(市民向け)の実施</p> <p>学校関係、関連諸団体等に積極的に情報提供し、DVとモラルハラスメントとの関連もまじえた、分かりやすい講座を実施していきます。</p>	継続	福祉総合相談課 市民交流課

<p>○市民意識調査の実施(DVの意識の変化、分析)</p> <p>DV対策の周知を積極的に進める為、DVの実態把握やDVに対する意識調査などを実施し、分析を進めます。DV防止基本計画策定時には市民アンケートを実施し分析します。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 市民交流課</p>
--	-----------	--------------------------

## 個別目標(2) DVを容認しない人権教育の推進

### 現状と課題

DV根絶に向けては、子どもの頃からの人権教育・啓発がとても重要となります。

子どもの頃からの、男女の人権を尊重する教育は、子どもたちが大人になったときに、被害者も加害者もつukらない予防につながります。

交際中の恋人同士の間で起こる暴力行為である「デートDVについての認知度」(図表5)は、48.1%(前回53.7%)でした。

年齢別で確認すると10代の女性では100%、20代では82%が認識しており、若い女性の認識が高い傾向にありました。

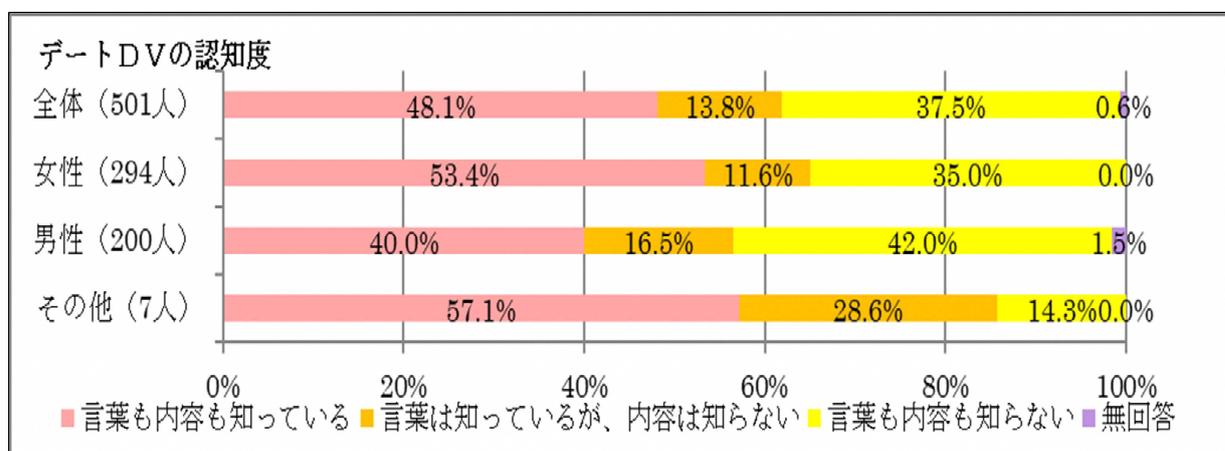
「DVについてどのように感じますか」(図表6)の質問では、「絶対に許せないと思う」は64.1%(前回67.2%)「人権侵害だと思う」は、38.1%(前回42.7%)でした。

また実際に「配偶者等からの暴力の被害経験」(図表7)では、「暴力を受けたことがある」は全体では9.8%ですが、性別で見ると女性では14.3%と多く、男性では3%と少なくなっています。

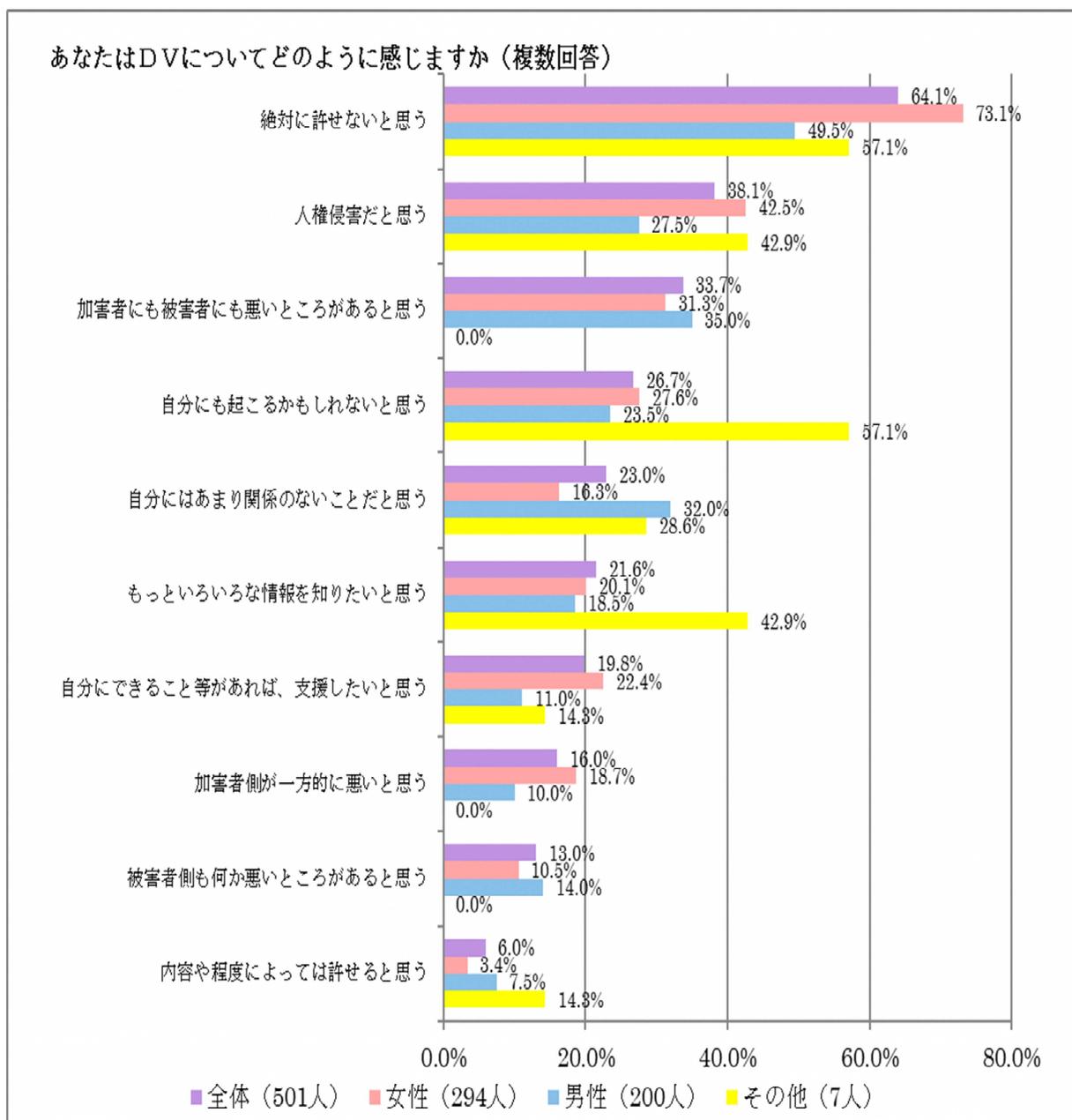
しかし、「暴力をふるった経験」では、男性は8%と多く、女性は1%でした。被害者の多くは女性であり、暴力の内容で見ると、身体的な暴力が一番多く、次に精神的な暴力となっています。

「DV・デートDV防止のために必要なこと」(図表8)では、「学校で児童・生徒・学生に対し、DVを防止するための教育を行う」ことと、「加害者への罰則を強化する」がほぼ同じ割合で、次いで「家庭で子どもに対し、人権を尊重するための教育を行う」となっています。前回「家庭で行う人権教育が必要」は36%ほどでしたが、今回は54%となり、「人権教育が必要」という声が多く聞かれるようになっていきます。また、アンケート自由記載欄にも「小さいときから人権を尊重する教育が必要」という内容が数多く見られました。

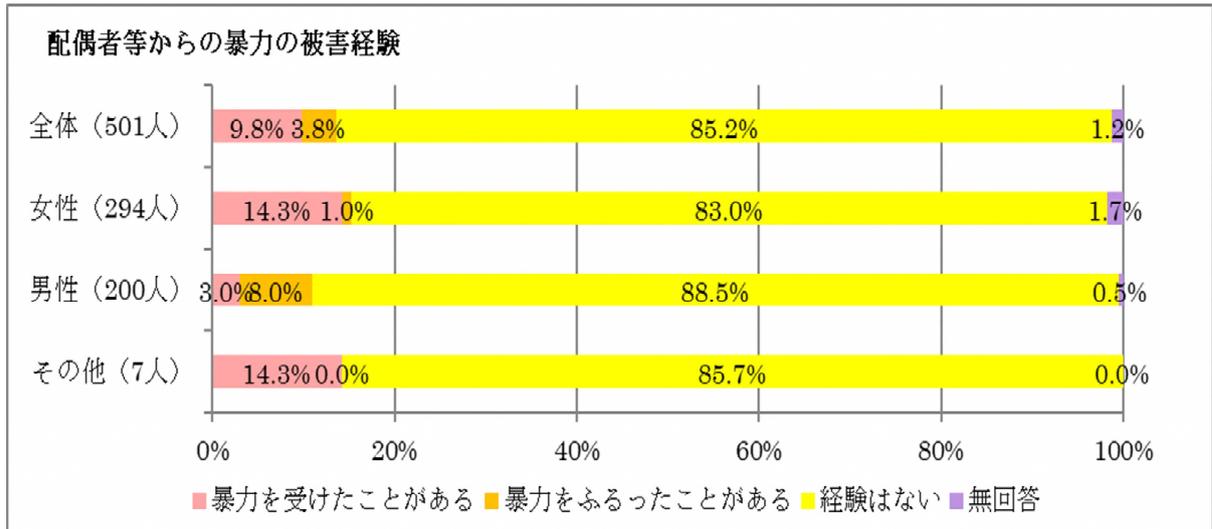
図表5



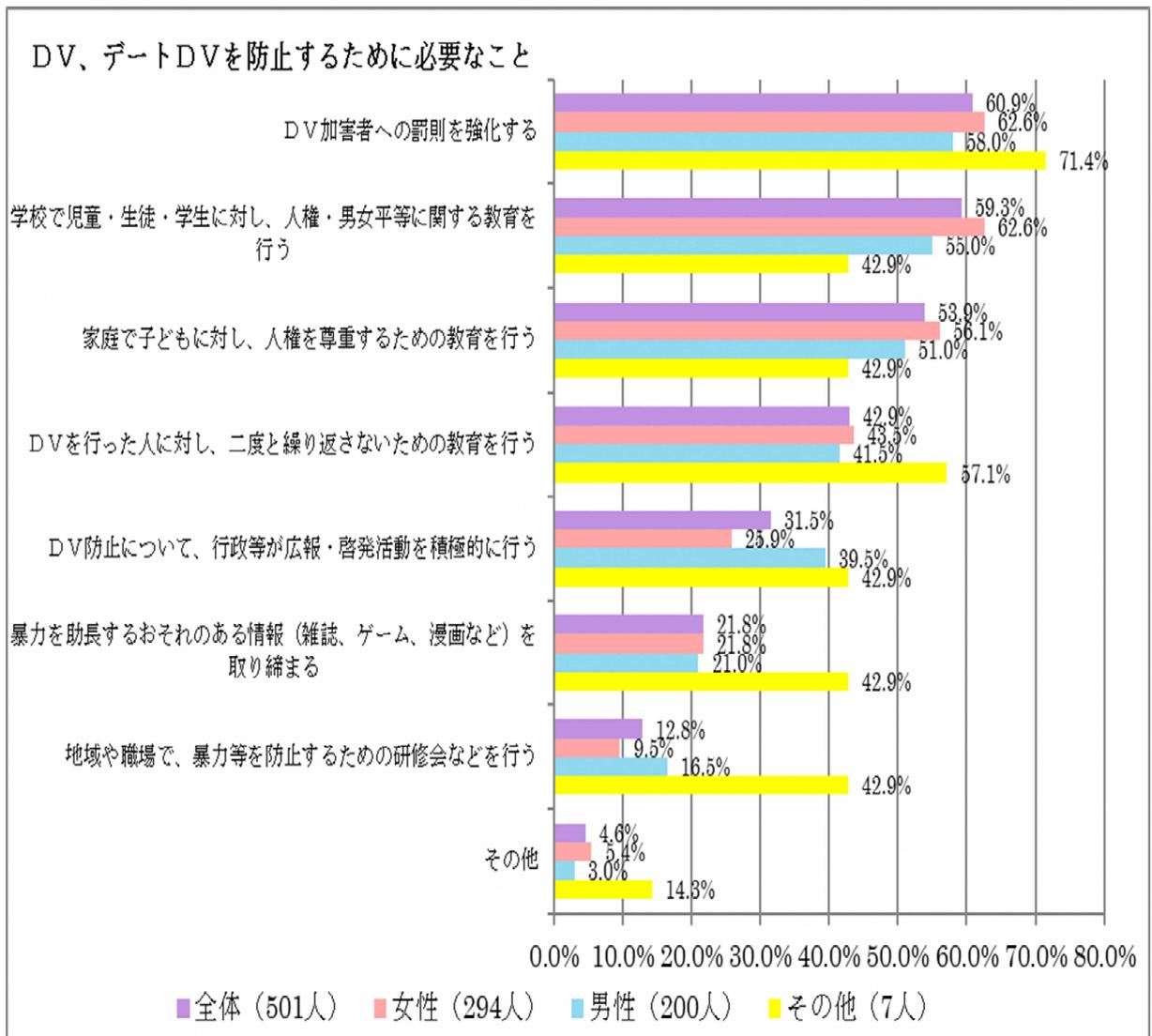
図表 6



図表 7



図表 8



## 今後の取組

若いときからの人権教育を行い、「DVは人権侵害」であることを伝えていくことが必要です。そのため、DV（デートDV含む）防止に関する講座を継続して実施していきます。

特に、配偶者等との間の暴力的関係は、交際期間から始まっていることも多いことを踏まえ、若年世代に対し、お互いを尊重し信頼に基づく関係を築けるよう、パンフレットやホームページでの情報発信等を通して、デートDV防止に関する効果的な啓発を進めていきます。

また、暴力によらず問題を解決する方法を身につけることも大切です。自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶ機会を増やしていきます。学校関係、保健センター等とも、DVと人権を交えた情報提供を本人に対して行っていきます。

そして、男女が、お互いに人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を高めていくために、子どもたちと接する機会が多い教員等学校関係者に対する周知も行っていきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<b>○若年層（学校等）における人権教育の推進 （若い世代へのデートDV防止に関する講座の実施）</b> 若い世代に向けて学校教育活動等を通して、デートDV防止、人権についての教育を行います。 分かりやすいパンフレットや、携帯サイトの活用など、若者が関心を持ちやすいツールを用いた啓発や情報提供を行います。	継続	学校教育課 市民交流課
<b>○男女平等・家庭内における相互尊重の育児の推進</b> もうすぐパパママ学級や乳幼児健康診査、訪問指導において、男女共同、家庭内における相互尊重の育児の推進、DV防止の啓発、DV相談窓口、相談方法についての周知普及を行います。	継続	健康増進課
<b>○教員等学校関係者に対する周知</b> 学校等でのDV予防教育のための、DVに関する基礎知識の啓発を行います。また、教育機関で発生した事案でDVが背景にある場合、関係機関との連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	継続	学校教育課

\*デートDV：交際中の恋人間で起こる暴力のこと。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動のこと。

### 個別目標(3) 相談窓口の周知

#### 現状と課題

被害者がDVを受けることなく安全な生活を送るためには、本人が情報を入手し、支援者等の力を借りながら、最終的には自分自身で決定し、問題を解決できる行動がとれるようになることが大切です。そのためには、被害者自身が自分の置かれている状況をDVと理解し、その上で相談先を知ってもらう必要があります。

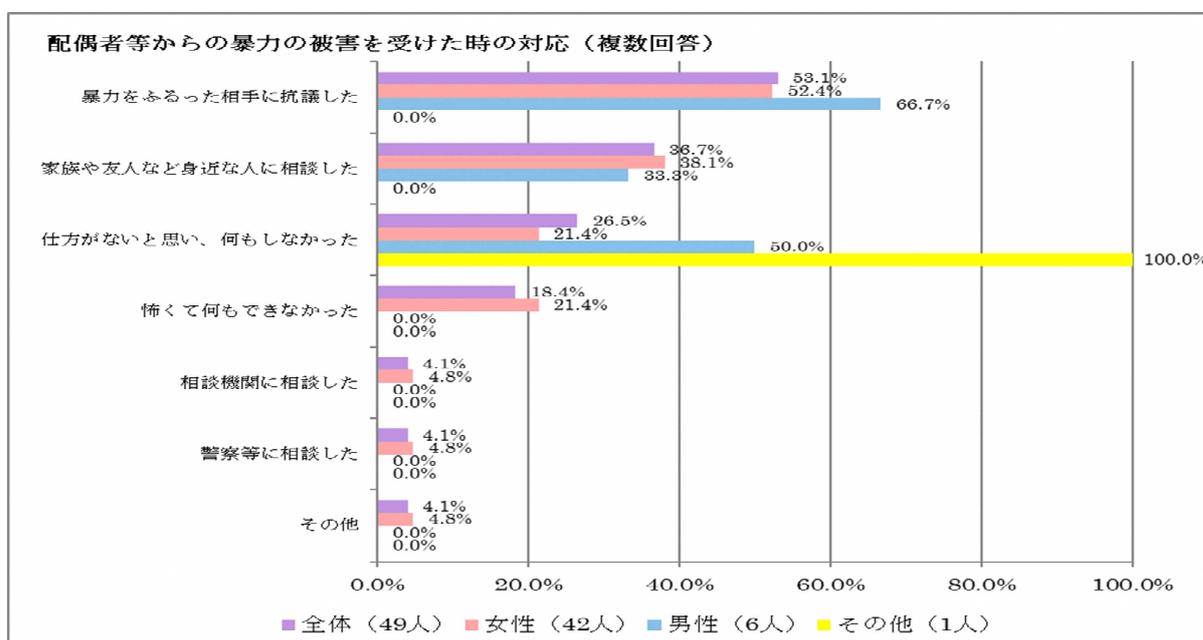
「暴力があったときの対応」（図表9）（複数回答）について、約5割の方は「暴力を行った相手に抗議」をしたり、「家族や友人など身近な人に相談」をしています。

しかし、「相談機関に相談した」方はまだまだ少ない状態です。また「仕方がなく何もしない」「怖くて何もできない」人も2割ほどいます。本人自身が、今の状態をDVと認識するとともに、身近に相談窓口があることを広く周知していく必要があります。

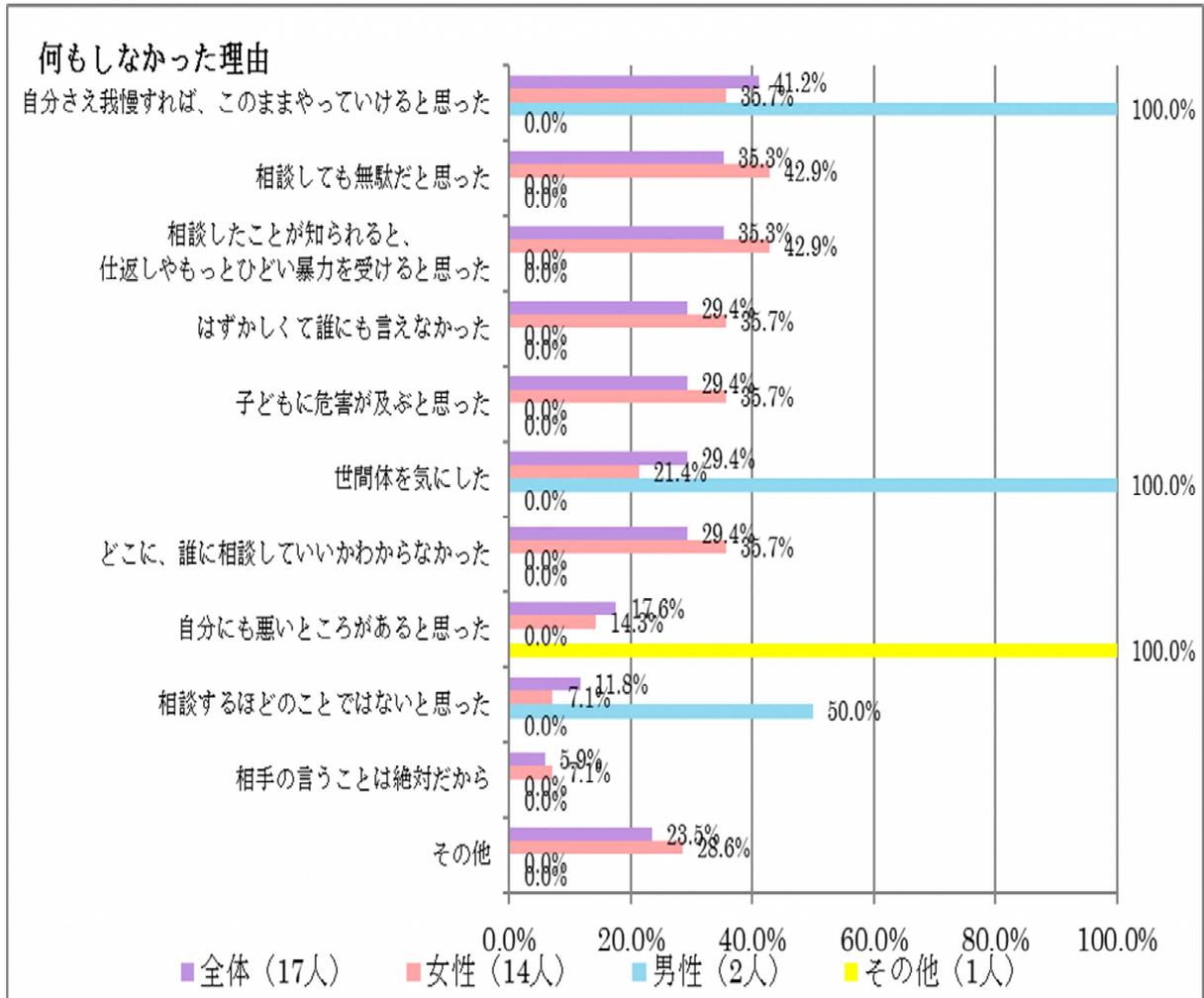
また、配偶者等から暴力を受けたとき「何もしなかった・できなかった」最も大きな理由（図表10）は、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思った」が前回と同様に一番多く4割でした。次いで「相談しても無駄だと思った」「相談したことが知られると仕返しが怖い」となりました。

しかしながら、DVは、繰り返し起きることや、回数を重ねるごとに被害がエスカレートする傾向があることから、「なにもしなかった」ことが、事態をさらに悪化させるおそれがあるという認識を深めてもらえるように、周知、啓発を進める必要があります。

図表9



図表 10



今後の取組

被害者への支援を進めるために、平成18年度より、DV相談案内カードを作成し、市庁舎窓口、市庁舎女性用トイレ、市立病院、図書館、警察署、保健センター、救急医療センター、総合福祉会館、裁判所などに設置してきました。今後も広報紙、市のウェブサイトなども利用し、DV相談窓口や直通電話番号の周知などの相談窓口の広報を推進していきます。

また、相談支援の必要な人が適切な相談機関につながっていないことが考えられるため、支援を行う関係機関の連携やネットワークをより強化していきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<p>○DV相談案内カードの配布</p> <p>DV相談案内カードを関係機関の窓口、病院等に設置します。さらに設置場所を検討し、相談窓口を広く周知します。</p>	継続	福祉総合相談課 市民交流課
<p>○DV防止パンフレットを利用した窓口の周知</p> <p>DV防止パンフレットを作成し、DVについての周知と相談機関の周知を行います。</p>	継続	福祉総合相談課 市民交流課

<p>○メディアなどを活用した窓口の周知</p> <p>市のウェブサイト、広報紙、報道機関など、様々な媒体により相談窓口を広く周知します。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 市民交流課</p>
---	-----------	--------------------------

#### 個別目標(4) 職務関係者への研修の実施

##### 現状と課題

配偶者等から暴力を受けたとき「何もしなかった・できなかった」、最も大きな理由は、「自分さえ我慢すれば、このままやっていると」が一番多い回答でした。次いで「相談しても無駄だと思った」、「相談したことが知られると仕返しが怖い」、「恥ずかしくて誰にも言えない」、「子どもに危害が及ぶと思った」などでした。

相談の中で、過去に暴力を振るわれ負傷して整形外科を受診しても、医師には「転倒した」と言い、真実を伝えられないという相談者もいます。

「DV防止法」では、医療、保健関係者が配偶者等からの暴力により負傷した者を発見したときには、その意思を尊重したうえで警察・関係機関等への通報や、相談窓口の情報提供などを通じて、被害者の早期発見につなげることが期待されています。また、地域福祉を担う民生委員等の福祉関係者も、相談業務や対人援助業務を行う中で、同様の立場にあることから、医療、保健関係者に準じた対応が望まれています。

被害者が、暴力に悩みながらも、なかなか相談にたどりつかない場合が多いという現状から、医療や保健等の関係者が支援の糸口を提供することは、被害者自身の行動を促すうえで大きな役割を果たします。

##### 今後の取組

被害者の早期発見、早期対応、二次被害を与えない対応等、職務関係者に対して、DVに関する情報提供に努めるとともに、緊密な連携を推進していきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<p>○早期発見のための関係者(教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員等)への啓発</p> <p>DVを発見する可能性の高い関係者に市の関係機関用のマニュアルを利用し、DVの周知と協力を呼びかけます。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 福祉企画課</p>
<p>○医療機関への周知</p> <p>県が作成した医療機関向けの対応マニュアルについて周知します。</p>	<p>拡充</p>	<p>福祉総合相談課</p>
<p>○二次被害の防止のための研修</p> <p>庁内職員に対し、相談時の不適切な対応を防止するための周知を行います。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課</p>
<p>○関係職員等への研修の実施</p> <p>被害者の相談に応じる職員に対して、DVに関する知識を深め、きめ細かな対応ができるよう研修に参加していきます。また、国や県での研修等の情報提供を行います。</p>	<p>継続</p>	<p>福祉総合相談課 市民交流課</p>

## 基本目標 2 安全で安心して相談できる体制づくり

### 現状と課題

#### 個別目標(1) 相談体制の充実

福祉総合相談課にDV相談専門の婦人相談員1人を配置し、被害者に対する相談、支援を行ってきました。平成30年度には、年間相談件数が1000件を超えたため、令和元年度から相談員を増員しました。

しかしながら、相談員の確保に県内市町ともに苦慮しており、安定した相談体制づくりは課題事項です。

令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会不安、閉塞感も広がり、収入の減少などの新たな家庭の問題も浮上してきました。

「富士宮市DV相談状況」（図表11）によると、相談内容として、夫からの暴力の相談が4割と一番多い傾向は変わらず、令和2年度では、589件にまで増えています。

「DVに関する相談窓口について」（図表12）の問いに対して、前回のアンケートと変わらず、「警察」が最も多く、次に「富士宮市役所」となっています。しかし複数回答であっても「窓口を知らない」と答える方が2割程います。

また、「相談窓口に必要なこと」（図表13）の問いに対して、「DVを理解した専門の相談員の対応」が一番多く、次いで「窓口に行かなくても相談が受けられる」、「セキュリティ（個人情報保護等の安全対策）が完備されている」が続いています。

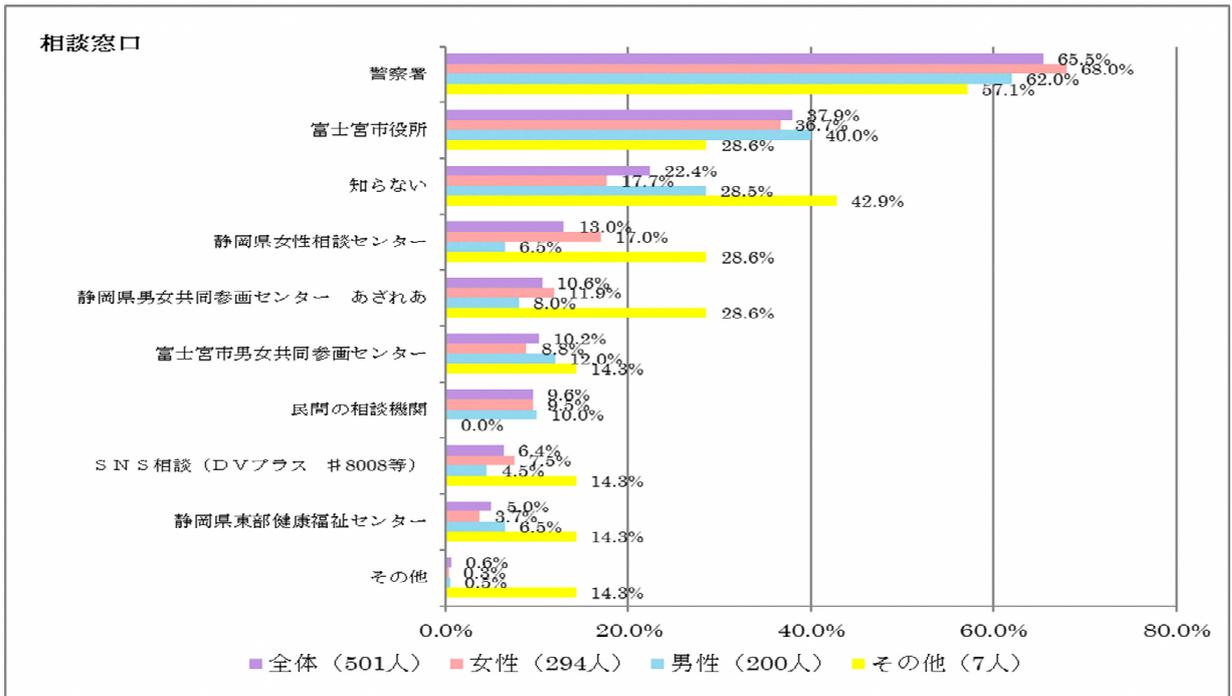
図表 1 1 「富士宮市のDV相談状況」

延べ件数		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数		868	835	891	818	980	1012	1427	1340
内 訳	電話	469	442	500	437	541	623	862	839
	面接	399	393	391	381	439	389	565	501
相 談 件 数 主 訴	夫からの暴力	400	370	364	391	429	332	610	589
	生活困窮	11	21	22	15	10	15	48	34
	離婚問題	80	94	110	75	161	126	144	118
	病気・精神	73	47	76	68	57	116	150	106
	帰宅先なし	4	3	0	6	1	12	27	10
	その他	300	300	319	263	322	411	448	483
実人数（人）		163	157	197	223	213	207	231	261
新規人数（内訳）		102	80	99	112	117	99	112	122

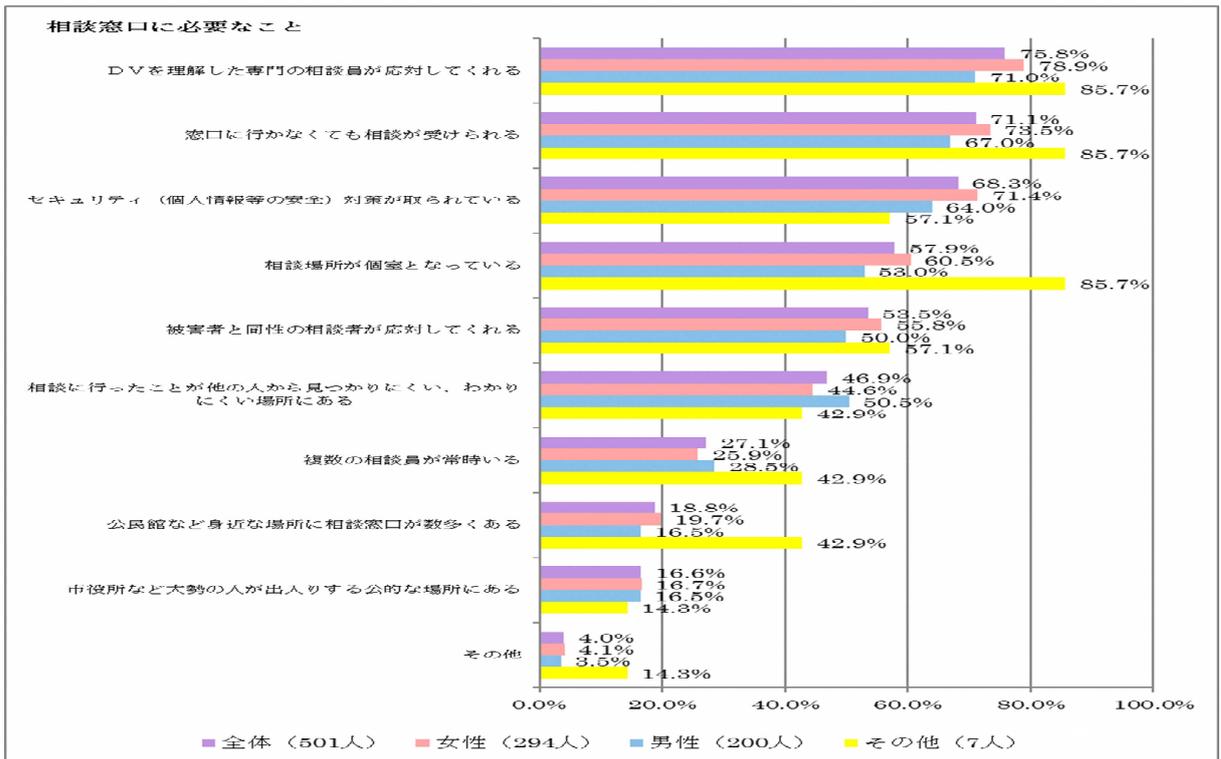
図表 1 1 続き 年齢相談状況（年齢不詳数は記入していません）

実人数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
20歳未満	—	—	—	2	3	0	2	3
20歳～39歳	—	—	—	111	90	76	92	112
40歳～49歳	—	—	—	56	64	62	71	54
50歳～59歳	—	—	—	24	26	36	36	44
60歳以上	—	—	—	27	30	24	29	33

図表 1 2



図表 1 3



## 今後の取組

相談者の相談にタイムリーに応じられるよう、DV専門の婦人相談員体制と、相談場所の配慮や守秘義務の徹底を行うなど、相談しやすい窓口となるよう取組みを進めていきます。支援に関する手続きの多くは市役所で行うことも多く、被害者の状況に応じ、適切な支援を関係機関と連携し実施してまいります。必要時には、婦人相談員が被害者に同行し、裁判所や法テラスを利用しての弁護士相談、保護施設などにも同行し被害者の心理的負担を軽減してまいります。DV相談は、その特性や被害者の置かれている状況を理解し、「逃げない人のための支援」も必要となります。被害者の立場と意思を尊重した相談を行うことが重要です。今後も、いくつもの窓口で本人が状況説明をすることがないように関係機関が連携し、適切な支援につないでまいります。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<p><b>○相談者への柔軟な対応</b></p> <p>必要に応じて被害者に同行し、各手続きを円滑に行えるよう被害者の負担軽減を図ります。対応が困難なケースでは、県女性相談センターや関係機関等と連携し、ケースカンファレンスを行う等協力して対応します。</p>	継続	福祉総合相談課
<p><b>○無料法律相談・無料人権相談の活用</b></p> <p>法的な問題の解決を図るため、市の無料法律相談や法テラスを活用します。</p>	継続	市民生活課
<p><b>○相談体制の整備と充実</b></p> <p>他市の状況を調査し、相談しやすい体制の整備を進めます。また、相談窓口に出向く際に周辺の目が気になる、電話等でも周辺が気になる等の意見もあることから、安全で安心して相談できる体制についての研究を進めます。</p>	拡充	福祉総合相談課
<p><b>○各課との連携の強化</b></p> <p>市役所をワンチームとして連携するためDV防止連絡会を開催し、情報共有を深めます。</p>	新規	福祉総合相談課
<p><b>○苦情処理の体制の整備</b></p> <p>苦情の申し出が出された場合、適切かつ迅速に対応します。必要に応じDV防止連絡会等で協議し、再発防止に努めます。</p>	継続	福祉総合相談課 市民交流課
<p><b>○加害者向けプログラムに関する情報収集</b></p> <p>国において、加害者の更生のための指導について調査研究が進められていることから、これらの調査研究の情報収集に努めます。</p>	継続	福祉総合相談課 市民交流課
<p><b>○男性被害者に対する相談体制の検討</b></p> <p>男性被害者に対する相談体制の検討を行ってまいります。</p>	新規	福祉総合相談課 市民交流課 市民生活課

## 個別目標(2) 相談員の資質向上

### 現状と課題

被害者が安心して相談、支援を受けるためには、相談員が被害者には様々な背景があることを認識したうえで、被害者の立場に配慮して相談を受けることが必要です。また、相談の主訴が、配偶者やパートナーからの暴力であっても、その背後に複合的な問題を抱えている被害者も少なくないことから、相談員には常に新しい情報に関する知識や専門的な相談援助技術が求められています。

### 今後の取組

毎年、県で実施する婦人相談員研修や、全国婦人相談員連絡協議会等で実施する研修会などに参加し、相談員の資質の向上を図ります。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<b>○相談員の研修参加・支援体制の充実</b> 様々な相談や困難事例に対応できるように、相談員が国や県主催の研修会へ積極的に参加していきます。また、相談員の二次受傷やバーンアウトを防ぐためのサポート体制の充実に努めます。	拡充	福祉総合相談課 市民交流課
<b>○関係機関との情報共有・ケース検討の実施</b> よりよい支援を実施するために、個別ケース会議やDV防止連絡会等を開催し、相談職員の資質向上を目指します。	継続	福祉総合相談課 関係部署

### 個別目標(3) 高齢者・障がい者・外国人などへの対応の充実

#### 現状と課題

高齢者や障がい者、性的マイノリティ（LGBTQ）の方等は、DVが潜在化しやすく、外部からの発見が困難な場合もあり、高齢者虐待等との見極めも重要になります。またDV被害を受ける中で、精神的に不安定となり、精神科受診が必要な被害者も見られます。

そのため、関係機関である地域包括支援センター、障がい者担当ケースワーカー、生活保護ケースワーカー、保健師、医師、医療ソーシャルワーカー等が、様々な相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることも重要です。

また、外国人被害者は、言葉や文化の違いにより、社会の中で孤立しやすい傾向にあり相談窓口についても分かりにくい状況にあります。実際の支援に当たって、在留資格、法的手続き、自立支援策など、複雑で対応が困難な状況があります。そのため、国際交流や外国人支援を行っている関係機関と連携していきます。

図表 1 4

件数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高齢者(実人数)	—	—	—	23	28	21	23	25
病気・精神疾患 (延)	73	47	76	68	57	116	150	106
外国人相談(延)	6	6	13	6	13	19	18	17

#### 今後の取組

DVが潜在化しやすい被害者を早期発見できるように、各福祉分野と連携して、速やかに支援をしていきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<b>○地域包括支援センターとの連携強化</b> 各圏域にある地域包括支援センターと連携し、DVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	福祉企画課 関係部署
<b>○障がい者への相談支援の充実</b> DV被害者のうち障がい者に対し、本人の思いに寄り添い、迅速かつ的確な相談支援を行います。	継続	障がい療育支援課
<b>○外国語表記のあるリーフレットの設置、通訳者との連携</b> 県で作成する4か国語表記のリーフレットを活用し、外国人のDVへの理解を進め、相談窓口の周知を図ります。	継続	市民生活課 関係部署

## 基本目標 3 DV被害者と同伴する子どもの安全を守る保護環境の整備

### 個別目標(1) 緊急時における安全の確保と一時保護

#### 現状と課題

DVの相談対応のなかで、緊急の保護が必要な被害者と同伴する子どもや親族等の安全が確保されることは何よりも重要です。

DVの被害は、曜日や時間を問わず発生します。被害者は逃げることに精一杯で、貴重品すら持ち出せない場合も少なくありません。さらに、安全な場所に避難しても、加害者の執拗な捜索による恐怖感から不安な生活が続きます。

図表 1 5 富士宮市における一時保護件数と保護命令の支援件数

延べ件数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一時保護件数	9	10	3	4	5	8	12	4
保護命令件数	6	6	1	2	3	1	2	4

#### 静岡県における一時保護件数

延べ件数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一時保護件数	81	83	70	61	69	54	61	57
(内DV被害)	(57)	(59)	(58)	(35)	(50)	(29)	(44)	(44)

#### 今後の取組

被害者と同伴する子どもの心身の安全を守るため、関係機関と連携しながら、迅速かつ円滑な支援を行っていきます。

また、被害者等の緊急時における安全確保に適切に対応するため、静岡県女性相談センターや警察等、関係機関との連携をさらに強化していきます。また、女性相談窓口などには加害者からの問い合わせもあることから、被害者は勿論のこと、相談員等支援者の安全確保にも十分配慮し対応をしていきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<b>○警察との連携強化</b> 加害者から危害を加えられることがないように警察と連携し、被害者と同伴者の安全を確保します。	継続	福祉総合相談課
<b>○静岡県女性相談センターと連携した一時保護の実施</b> 緊急時には、女性相談センターと連携し、円滑に一時保護施設に入所できるようにするとともに、被害者やその子どもなどの同伴家族の安全を確保します。	継続	福祉総合相談課
<b>○緊急時における安全の確保</b> 一時保護に至る前の緊急時の安全確保として、民間の宿泊施設等の活用をします。	継続	福祉総合相談課
<b>○緊急援護費の活用</b> 所持金がない被害者に対して、宿泊代、医療費等を必要に応じて支援します。	継続	福祉総合相談課

<p>○保護命令等に関する支援及び関係機関への手続きの支援</p> <p>保護命令の申立書作成や地方裁判所との連絡調整、年金や社会保険などの脱退手続き等、被害者の状況に応じて支援します。また、被害者の安全を確保するために、関係機関への同行支援を実施します。</p>	継続	福祉総合相談課
<p>○同伴する子どもへの配慮と支援</p> <p>就園・就学児を同伴者として保護する場合は、園及び学校と密接な連携のもと、子どもへの精神的な負担に配慮します。</p>	新規	福祉総合相談課 子ども未来課 学校教育課

## 個別目標(2) 被害者に関する情報の保護

### 現状と課題

加害者のもとから逃げている被害者の住所や居所はもとより、支援を行う施設や団体の所在地等が、加害者やその関係者に知られてしまうことで被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないように、情報の管理に細心の注意が求められます。

国の「基本方針」では、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局との連携に努めることを求めています。

### 今後の取組

住民基本台帳閲覧等の制限の対象となっている被害者については、関係課と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努めます。

被害者の子どもの安全確保については、加害者への対応の方法を明確にし、保育所、学校等との連携をさらに強化します。

被害者の子どもの就学に関しては、教育委員会における情報の取り扱いに配慮するほか、転出先の学校でも情報提供の制限等の対応を行っていきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<p>○住民基本台帳事務における支援措置の活用</p> <p>被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。</p>	継続	福祉総合相談課 市民課
<p>○関係部署による個人情報管理の徹底</p> <p>関係部署が保有する、被害者や同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から漏洩しないよう管理を徹底します。</p>	継続	福祉総合相談課 関係部署
<p>○加害者対応の徹底</p> <p>加害者からの問い合わせについては、加害者対応マニュアルを利用し、対応の周知を進めます。子どもの安全確保についても同様に、教育関係者が対応を行い関係機関と連携していきます。</p>	継続	福祉総合相談課 学校教育課 子ども未来課 関係部署

## 基本目標4 DV被害者の生活再建に向けたきめ細かな支援の実施

### 個別目標(1) 生活再建へ向けた支援

#### 現状と課題

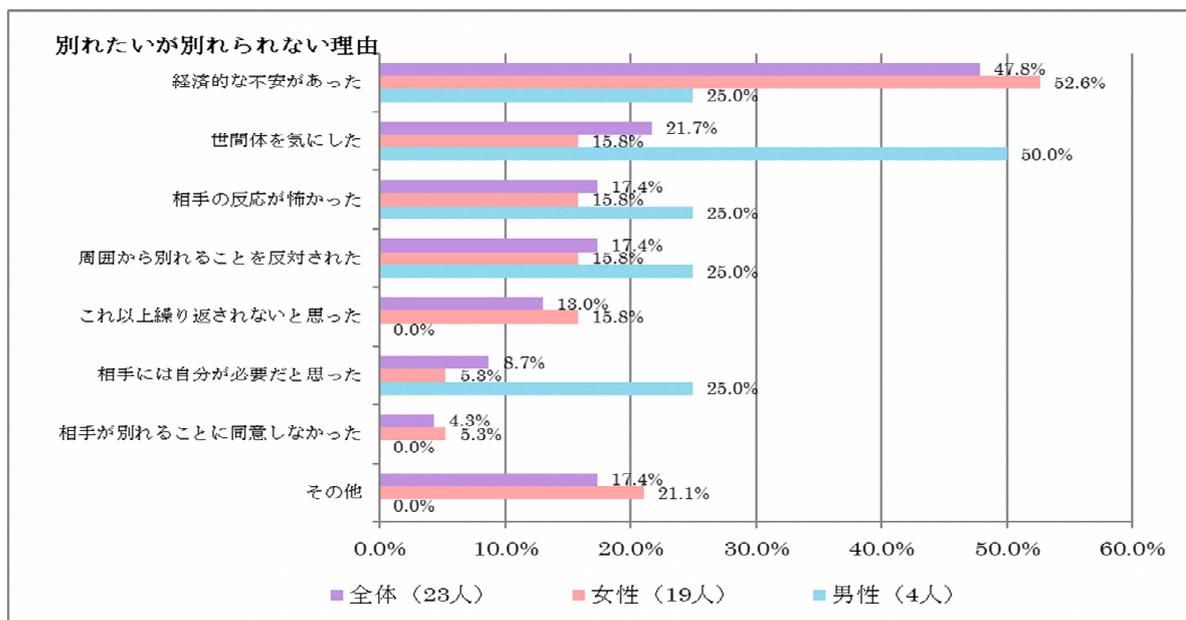
被害者がこれまでの生活の場から離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、様々な問題に直面します。住宅の確保、経済基盤の確立、離婚・借金の解決、DVによる心身の回復のためのケアなどについての支援が必要になります。

「DVを受けて別れたいが別れられない理由」（図表16）に対して、23人の回答がありました。その中に女性は19人いましたが、10人（53%）が「経済的な不安」をあげています。女性の場合、就労をしていないことも多く本人自身の貯蓄もなく、高齢者では老齢基礎年金のみしかなく、離婚後の生活が思い描けない状況にあります。

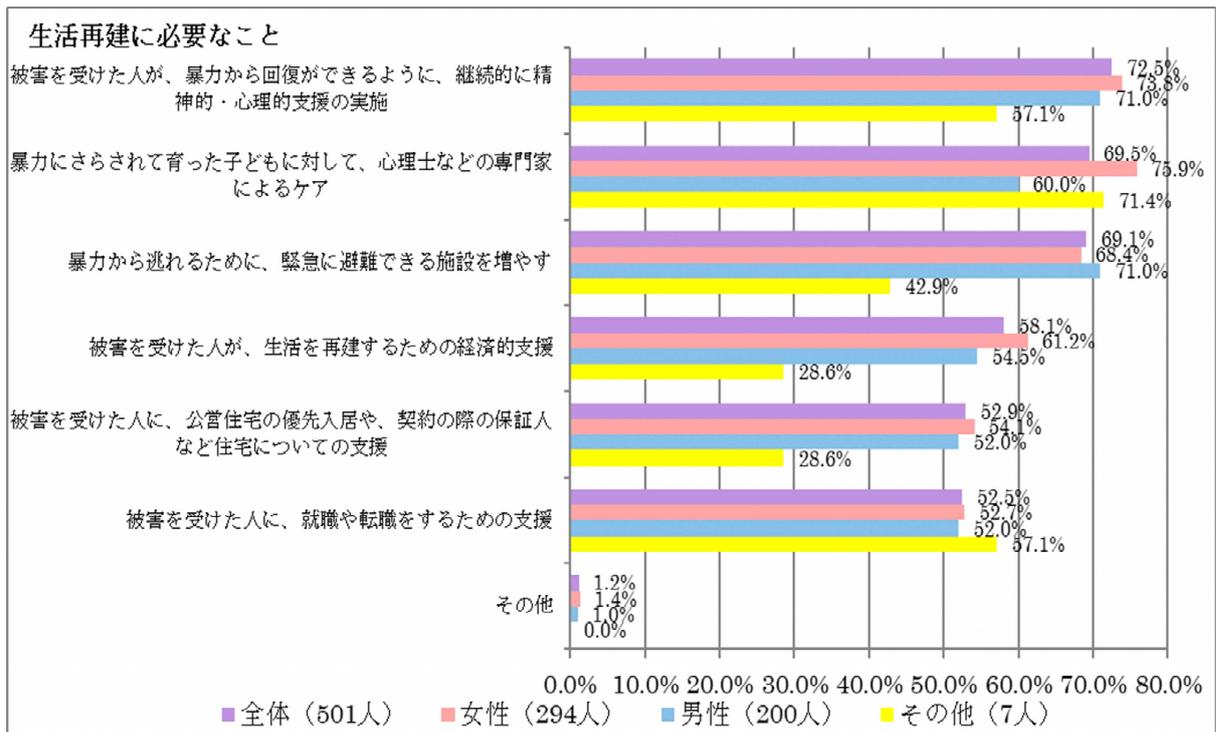
23人中男性の回答は4人でしたが、一番多い理由は、「世間体を気にした」でした。男女間で別れられない理由が違っていました。

「被害者が生活再建していくために必要なこと」（図表17）で一番多い回答は、「被害者が回復できるように継続的な精神的・心理的支援の実施」でした。次に「暴力にさらされて育った子どもに対しての専門的ケア」、次に「暴力から逃れるための、緊急的な避難できる施設を増やす」となっています。

図表16



図表 1 7



### 今後の取組

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費や子どもの就学の問題など生活全般に渡る幅広い支援が必要です。

また、被害者は、離婚や子どもの親権の確保等、法的問題を抱えるケースも多くなってきています。被害者の状況やニーズに応じて各種制度が活用できるよう情報提供や手続き支援を行うことや、自立促進のための施策など、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を実施していきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
○生活保護等の適切な制度の情報提供と活用 生活保護や生活福祉資金等の情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	継続	福祉総合相談課
○児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、児童手当等の活用 児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付、児童手当の支給等の活用を図ります。	継続	子ども未来課
○関係機関と連携した就労支援の強化 就労支援(ハローワークと連携)、母子家庭就業等自立支援センターの紹介、自立支援訓練給付金や高等技能訓練促進等の活用を図っていきます。	継続	福祉総合相談課 子ども未来課
○自立支援に向けての支援計画と切れ目のない支援 被害者本人の意思を確認し尊重しながら自立支援計画を作成し、様々な問題を抱える被害者を継続的に支援します。関係機関とも連携し切れ目のない支援を行います。	継続	福祉総合相談課

<p>○市営住宅への入居の相談</p> <p>市営住宅の入居に関わる相談に対応していきます。</p>	継続	建築住宅課
<p>○住宅確保の支援</p> <p>静岡県女性相談センター等と連携し公的な連帯保証人の制度等の活用や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の検討や、居住支援法人と連携していきます。</p>	新規	福祉総合相談課 建築住宅課
<p>○母子生活支援施設の活用</p> <p>母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子での自立促進のために継続的な支援を行います。</p>	継続	福祉総合相談課 子ども未来課
<p>○被害者の居場所が特定をされない支援</p> <p>住民票等に移せない被害者について、公的支援の配慮を行います。</p>	継続	福祉総合相談課 関係部署
<p>○心のケアのサポート(カウンセリング、相談機関の紹介)</p> <p>被害者の症状に応じて医療機関の紹介や、身近な場所での援助が受けられるよう適切な相談機関の紹介を行います。</p>	継続	福祉総合相談課
<p>○市民相談・法テラス等の活用</p> <p>離婚、子どもの親権、借金等の悩みを抱えている被害者に対して、市民相談・法テラス等の情報提供を行い、活用を支援します。</p>	継続	福祉総合相談課 市民生活課

## 個別目標(2) 子どもへの支援の充実（生活再建にむけて）

### 現状と課題

DVは、被害者とその子ども、親族に対して身体的、心理的に大きな影響を与えます。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や家族の心理的ダメージは、長期に渡り心身に様々な影響を及ぼすと考えられています。被害者の中には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病を患っている人も少なくないため、医療機関や心の健康に関する相談、専門医等による専門相談の紹介などの支援が必要です。

そのため、被害者に子どもがいる場合は、直接子どもに向けられた暴力でなくても、面前DVなど、暴力を間近で見たり聞いたりすることで、様々な心身の症状が現れたり、著しい心理的外傷を受けるとされております。

また、子ども自身も直接暴力を受けている場合があります。暴力を受けて育った子どもたちは、自分が育った家庭での環境から、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

### 今後の取組

DV被害を受けた子どもが心身ともに健全に成長していくために、適切な支援が必要です。また、転居や転校を始めとする生活の変化等により、環境に適応していくことも大変な状態であり、より細かな支援が必要となります。

今後も、子どもの心のケアや、教育や保育等の生活支援を学校、保育所等の関係機関と連携して実施していきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
○子どもの就学・就園支援 住民票を移せない被害者の子どもの就学について支援を行います。さらに情報管理及び危機管理を徹底します。	継続	福祉総合相談課 学校教育課 子ども未来課
○子どもの心のケアの実施 暴力行為の目撃等で心に傷を負った子どもの心身の健康を取り戻すため、家庭児童相談室やスクールカウンセラー等による継続的な支援等、適切な対応を行います。	拡充	福祉総合相談課 学校教育課 子ども未来課
○子育て制度の情報提供と支援 幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、子育てサロン、ファミリーサポートセンターの情報提供や支援を行います。	継続	子ども未来課
○子どもの健やかな発達のための養育支援 被害を受けた子どもの心身の健全な発育、発達を促すために、家庭児童相談室の相談員等による支援、保健師による定期健診や家庭訪問等を通し、被害者本人と子どもの支援を行い、養育環境の調整・支援を行います。	継続	福祉総合相談課 子ども未来課 健康増進課

### 個別目標(3) 関係機関等との連携と協力

#### 現状と課題

DVの防止及び被害者の保護、自立に向けた支援施策は広範囲に及び、関係機関・団体等も多岐にわたります。

女性相談センター、婦人相談員、警察、学校、弁護士、医療保健関係者等の支援者との連携は被害者の暴力を受ける生活からの脱却と、自立した生活の安定化に寄与するため、普段から連携を密にするとともに、相互に支援を行うことが重要です。また、被害者の転居後の生活支援が円滑に行われるように、他の自治体との連携も重要になります。

#### 今後の取組

富士宮市では、市の関係各課を始め、警察、裁判所、社会福祉協議会、民間団体などで構成する「富士宮市DV防止連絡会」を設置し、相互の情報交換などを通して、庁内外の連携強化に努めてきました。また、DVは児童虐待と深い関係があるため、今後も要保護児童対策地域協議会に参加し、被害者とその子どもの支援を実施していきます。今後も綿密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進していきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<b>○DV防止連絡会の開催</b> 平成18年から実施している富士宮市DV防止連絡会について、情報の共有や交換を充実させ、関係機関相互の連携、協力を推進します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
<b>○富士宮市要保護児童対策地域協議会との連携</b> DVは子どもの虐待と関係しているため会議に参加し、情報共有・連携を深めます。	新規	福祉総合相談課 子ども未来課
<b>○関係部署との連携・ケース会議の随時実施</b> 関係部署と被害者に対する適切な情報共有と支援ができるよう、関係部署を交えケース会議を随時実施します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
<b>○被害者への対応マニュアルの整備</b> 被害者に対して迅速で的確な対応を行うためにマニュアルを作成します。また、関係部署での手続きを円滑に進めるために、被害者の負担の少ない方法を検討します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
<b>○被害者への同行支援の実施</b> 被害者の安全面と、被害者の負担軽減と手続きの円滑化のために必要に応じて同行支援を行います。	継続	福祉総合相談課
<b>○他県、他市との連携</b> 他県、他市の婦人保護事業担当部署、福祉事務所等と連携し適切な支援を行います。被害者が他県、他市に転出する際、円滑に手続きが進むよう転出先市町村の住民基本台帳所管部門と連携し適切な支援を行います。	継続	福祉総合相談課 市民課

#### 個別目標(4) 民間支援団体等との協働、連携

##### 現状と課題

被害者個々の事情に応じたきめ細かな対応を行うためには、行政自身はその役割を果たすとともに民間支援団体等との協働、連携が不可欠です。

被害者が地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループ等の支援を行うことも必要です。

##### 今後の取組

被害者が地域で安心して生活ができるように、民間支援団体と協力し切れ目のない支援を行い、情報共有を進めていきます。

施策の方向と取組	区分	担当部署
<b>○人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携</b> 人権擁護委員、民生委員・児童委員と連携を深めることで被害者を早期に発見し、地域での支援の輪を広げます。	継続	福祉総合相談課 福祉企画課 市民生活課
<b>○民間支援団体との連携強化</b> 被害者への細かな支援を実施するために民間支援団体との関係性を深め、被害者が安心して話せる場、居場所づくりのサポート(自助グループ、研修等)を民間支援団体の協力を得るよう支援を行います。	継続	福祉総合相談課
<b>○転居後の生活を支える環境の整備</b> 被害者が円滑に生活を始められるように関係機関との引継ぎを行います。新たな住まいに関しては居住支援法人や、仕事探しにおいては就労支援をしているNPO法人等とも連携していきます。	継続	福祉総合相談課

## ○資料 編

### 策 定 の 経 過

年 月 日	内 容
平成 26 年 3 月	富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（第 1 次）策定
令和 3 年 4 月 23 日	富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱の制定
令和 3 年 6 月 22 日	第 1 回富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会開催 【計画の概要説明、協議】
令和 3 年 7 月 6 日	第 1 回富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の次期計画の策定に関するワーキンググループ開催 【計画の概要説明、協議】
令和 3 年 8 月	市民アンケート調査の実施 【対象者：富士宮市に住民登録のある 18 歳以上 75 歳未満の男女 1,500 人 調査期間：令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 8 月 18 日 回答者数：501 人 回収率：33.4%】
令和 3 年 11 月 29 日	第 1 回富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の次期計画の策定に関するワーキンググループ開催 【アンケート結果説明、計画の協議・検討】
令和 3 年 12 月 7 日	第 1 回富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定委員会開催 【アンケート結果説明、計画の協議・検討】
令和 4 年 1 月	パブリックコメントの実施
令和 4 年 3 月	富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）公表

## 用 語 解 説

あ行	解 説
一時保護	DVの危険度が高く、避難が必要な場合に、一時保護施設等において一時的に保護をすること。滞在中は、食事等が提供されるほか、自立して生活するための相談を受けることができる。滞在は概ね2週間を目途としている。集団生活となり、生活上のルールがあるため、入所に当たっては被害者に対し、一時保護のシステムを説明し、本人の意向を確認し、県の女性相談センターへ入所依頼を行う。
か行	
家庭児童相談室	児童の養育や発達に関することなど家庭における児童の問題に対して相談、指導、援助を幅広く行う機関。地域に密着した援助機関として、福祉事務所に設置されている。
ケースカンファレンス	支援者が集まりその支援の対象となる人の問題の現状、その解決の方法、今実施されている支援の評価などについて検討する会議のこと。
さ行	
静岡県児童相談所	児童福祉法第12条に基づき、静岡県が設置した児童福祉の専門機関で0歳から18歳未満の者を対象に、児童に関する様々な問題について、家庭や学校などからの相談に応じたり、指導を行なっている。 児童を一時保護所に保護したり、その後親に戻すか、児童養護施設などに預けるかなどを決定する機関。
静岡県女性相談センター	女性からの様々な相談に応じている県の機関。また、配偶者暴力相談支援センターとして被害女性に対する相談や自立支援を行っている。
女性に対する暴力をなくす運動	女性の人権の尊重のため社会の意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、国が平成12年より実施。運動期間は、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間である。
スクールカウンセラー	不登校や問題行動に悩む児童生徒に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、教職員や保護者に対する助言、援助を行うために学校に配置されている臨床心理士等のこと。
性的マイノリティ（LGBTQ）	性的マイノリティまたは「LGBTQ」とは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニングまたクィア（Qという2つの言葉の頭文字をとって、自分の性を何と考えるかやどんな性を好きになるかが定まっていない、もしくは意図的に定めていないセクシュアリティ）など性的少数者を表す言葉として使われている。

た行	
ダイバーシティ	ダイバーシティ (diversity) とは、人種・性別・嗜好・価値観・信仰などの違いを受け入れ、多様な人材が持つ可能性を發揮させようとする考え方。日本語に訳すと「多様性」という意味。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。
デートDV	交際中の恋人間で起こる暴力のこと。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動のこと。
な行	
二次受傷	「代理受傷」「共感性疲弊」「外傷性逆転移」と呼ばれている現象の総称であり、「外傷体験を負った人の話に耳を傾けることで生じる被害者と同様の外傷性ストレス反応」を指す。
二次被害	DVにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、さらに傷ついてしまうこと。
は行	
配偶者暴力相談支援センター	都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすよう努めるものとされている。
売春防止法	売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を行うことによって売春の防止を図ることを目的とする法律。1956年(昭和31年)に制定された。「DV防止法」が制定されるまでは、被害者に対してこの法律に基づいて保護、支援が行われていた。
バーンアウト (burnout)	心因性(反応性)うつ病の一種で、仕事などに没頭してきた人が意欲を失う現象。バーンアウト症候群(燃え尽き症候群)ともいう。
婦人相談員	婦人相談員は、婦人相談所や福祉事務所で、売春行為をしている、または売春を行う可能性のある女性(要保護女子)を発見して相談や指導を行い、婦人保護施設への入所の必要性を判定する保護更生を行ったり、

	各関係機関への連絡、報告などを行う。また、売春をなくすための広報・宣伝活動なども行う。近年では売春だけではなく、借金、夫からの暴力、家庭不和といった、一般女性、家族の多様な問題に対応するための業務も増加傾向にある。
法テラス（日本司法支援センター）	総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成18年4月に設立された公的な法人。相談窓口の案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えなどを行う民事法律扶助などを実施する。
保護命令	配偶者からの身体に対する暴力又は生命に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより裁判所が、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話等禁止命令」がある。
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分できない場合、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設のこと。
PTSD	心的外傷後ストレス障害。強い恐怖をもたらす体験をした後に、以下の3つの症状が1ヶ月以上続くことが特徴である。 <b>【再体験】</b> 災害時の体験が、自分の意思と関係なく繰り返し思い出されたり、夢に見たりする。 <b>【回避】</b> 災害時の体験を思い出すような状況や場面を意識的に避ける。 <b>【過覚醒】</b> 神経の興奮状態が続く。不眠、イライラ、怒りっぽくなるなど。

## パブリックコメントの結果について

### ●実施内容

「第2次富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」  
第2次富士宮市DV対策基本計画（案）について、富士宮市パブリックコメント制度要綱の規定に基づき、市民の皆様からのご意見を募集しました。

### ●募集期間

令和4年1月4日（火）から令和4年2月3日（木）まで

### ●意見提出人数

2人

### ●意見項目

6件

### ●意見の分類

項目	意見数（件）
I 計画策定の概要	
II 第2次DV対策基本計画の体系及び推進	
III 施策の具体的な取組み	
基本目標1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進	4件
基本目標2 安全で安心して相談できる体制づくり	2件
基本目標3 DV被害者と同伴する子どもの安全を守る保護環境の整備	
基本目標4 DV被害者の生活再建に向けたきめ細かな支援の実施	
合計	6件

**富士宮市 保健福祉部 福祉総合相談課**

Tel (0544)22-1143 (DV 担当直通)

Fax (0544)28-4345

E-mail [fukuso@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:fukuso@city.fujinomiya.lg.jp)